

北陸公衆衛生学会規約

- 第1条 本会は北陸公衆衛生学会と称し、北陸3県（富山、石川、福井）の公衆衛生従事者の資質向上をはかり、公衆衛生の進歩発展に寄与することを目的とする。
- 第2条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 公衆衛生に関する各種業績の報告・検討のための学会の開催
 2. 学会誌の発行
 3. 公衆衛生に関する調査・研究
 4. その他、本会の目的達成のため必要な事業
- 第3条 本会は次の会員により構成する。
1. 普通会員 北陸3県に在住又は勤務し、公衆衛生に関心を持ち、本会の活動に参加する者
 2. 特別会員 普通会員以外で理事会が承認する者
 3. 名誉会員 本学会に多大な貢献が認められ、総会で承認された者
- 第4条 本会に次の役職員を置く。
1. 学会長 1名
 2. 理事長 1名
 3. 理事 若干名
 4. 評議員 若干名
 5. 監事 若干名
 6. 幹事 若干名
- 第5条 学会長は理事会が選出し、学会総会を開催する。
- 第6条 理事長は理事の互選により定め、本会を代表し会務を総括する。
- 第7条 理事は評議員の互選により定め、会務を掌る。
- 第8条 評議員は会員の互選により定め、会務を審議する。
- 第9条 監事は評議員の互選により定め、会計を監査する。
- 第10条 幹事は理事長が任命し、会の運営事務を処理する。
- 第11条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の推薦により、理事長が委嘱する。期間は理事長の諮問に応えるが、表決権は有しない。
- 第12条 学会長の任期は1年とし、その他の役職員の任期は2年とする。再任は妨げない。欠員が生じて補充した場合の任期は前任者の残任期間とする。
- 第13条 理事会は理事長が招集し、次の事項を審議する。
1. 評議員会に付議する事項
 2. 評議員会より委任された事項
 3. 理事長が必要と認める事項
- 第14条 評議員会は学会長が招集し、次の事項を審議する。
1. 総会に付議する事項
 2. 総会より委任された事項

第15条 総会は学会長が招集し、次の事項を審議する。

1. 会務報告
2. 事業計画
3. 予算および決算
4. 規約の改廃

第16条 理事会、評議員会および総会の表決は出席者の過半数をもって可決し、賛否同数の場合は議長の決定による。

第17条 本会の運営は会費その他の収入によって行う。会費は年間2,500円とする。

第18条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第19条 第2条第1項の学会は毎年1回開催し、開催地は3県持ち回りとする。

第20条 学会開催の会計は理事会において別途協議する。

第21条 本会の設立は昭和46年4月1日である。

附 則

この規約は、令和3年11月4日から施行する